

(仮称) 出水水俣ウィンドファーム事業に係る
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 3 年 4 月

日本風力サービス株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1.1.1 方法書の公告・縦覧.....	1
1.1.2 公告の方法.....	1
1.1.3 縦覧場所.....	1
1.1.4 縦覧期間.....	2
1.1.5 縦覧者数（縦覧図書の閲覧名簿記載者数）.....	2
1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	2
1.2.1 公告の日及び公告の方法.....	3
1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
1.3.1 意見書の提出期間.....	3
1.3.2 意見書の提出方法.....	3
1.3.3 意見書の提出状況.....	3
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要 とこれに対する事業者の見解.....	15

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」（平成9年6月13日法律第81号、最終改正：令和2年6月10日）第7条の規定に基づき、一般（住民等）に対し、環境の保全の見地からの意見を求めるため環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びこれを要約した書類（以下、「要約書」という。）を公告の日から起算して一月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

1.1.1 方法書の公告・縦覧

1. 公告の日

令和3年2月1日（月）

1.1.2 公告の方法

令和3年2月1日（月）付の日刊新聞紙（南日本新聞及び熊本日日新聞）に公告を掲載した（別紙1参照）。また、上記の公告に加え、事業者のウェブサイト情報を掲載した（別紙2参照）。さらに、出水市では「広報いずみ（2021（令和3年）2月号）」、水俣市では「広報みなまた（2021年2月号）」にお知らせを掲載した（別紙3参照）。

1.1.3 縦覧場所

自治体庁舎等11ヵ所において方法書及び要約書（以下、「方法書等」という。）を縦覧に供するとともにインターネット利用による公表を行った。

1. 自治体庁舎等

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| ・ 出水市役所本庁舎生活環境課前 | : 鹿児島県出水市緑町 1-1-3 |
| ・ 出水市役所高尾野支所 | : 鹿児島県出水市高尾野町大久保 7 |
| ・ 出水市役所野田支所 | : 鹿児島県出水市野田町下名 7035 |
| ・ 熊本県庁行政棟本館 1 階情報プラザ | : 熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1 |
| ・ 水俣市役所仮庁舎 1 階ロビー | : 熊本県水俣市陣内 1 丁目 1-1 |
| ・ 水俣市立図書館 1 階ロビー | : 熊本県水俣市浜町 2 丁目 10-26 |
| ・ 水俣市立総合体育館 2 階ロビー | : 熊本県水俣市中央公園 1-1 番地 1 |
| ・ 総合もやい直しセンターもやい館 2 階受付前 | : 熊本県水俣市牧ノ内 3-1 |
| ・ 南部もやい直しセンターおれんじ館 | : 熊本県水俣市月浦 195-2 |
| ・ 久木野ふるさとセンター愛林館 | : 熊本県水俣市久木野 1071 |
| ・ 水俣市湯の鶴温泉保健センター | : 熊本県水俣市湯出 1532-2 |

2. インターネットの利用

事業者ウェブサイト方法書等を掲載するとともに、鹿児島県、出水市、熊本県、水俣市のウェブサイトから方法書等を閲覧可能とした（別紙4参照）。

1.1.4 縦覧期間

縦覧期間は、令和3年2月1日(月)から3月2日(火)までとし、縦覧時間は自治体庁舎等の開庁時間とした。インターネットによる公表は、縦覧期間中常時アクセス可能とした。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、方法書説明会の開催を中止したため、その代替措置として、縦覧期間終了後、意見書の募集期間である令和3年3月16日(火)まで各縦覧場所にて閲覧を可能とした。また、事業者ウェブサイトにおいても、令和3年3月16日(火)まで閲覧可能とした。

1.1.5 縦覧者数（縦覧図書の閲覧名簿記載者数）

1. 縦覧者数

総数：27名

（内訳）

・ 出水市役所本庁舎生活環境課前	： 15名
・ 出水市役所高尾野支所	： 3名
・ 出水市役所野田支所	： 0名
・ 熊本県庁行政棟本館1階情報プラザ	： 0名
・ 水俣市役所仮庁舎1階ロビー	： 3名
・ 水俣市立図書館1階ロビー	： 0名
・ 水俣市立総合体育館2階ロビー	： 1名
・ 総合もやい直しセンターもやい館2階受付前	： 2名
・ 南部もやい直しセンターおれんじ館	： 1名
・ 久木野ふるさとセンター愛林館	： 0名
・ 水俣市湯の鶴温泉保健センター	： 2名

2. 方法書を掲載した事業者ウェブサイトへのアクセス数

アクセス数：763回

1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

説明会の開催公告を方法書の縦覧等に関する公告と同時に行ったが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令により、説明会の開催を予定していた自治体より説明会中止の要請を受け、「環境影響評価法」第7条の2第4項及び同法施行規則第3条の5第1項の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を中止した。説明会の中止は、出水市においては自治会長への自治会放送依頼、水俣市については防災無線にて周知を行った。

なお、地域住民へ方法書の記載事項を周知するため、事業者ウェブサイトの説明会資料を掲載した。

1.2.1 公告の日及び公告の方法

1. 公告の日及び公告の方法

説明会開催の公告は、方法書の縦覧等と同時に行う（別紙 1 参照）とともに、事業者ウェブサイトでもお知らせした（別紙 2 参照）。

その後、説明会中止のお知らせを令和 3 年 3 月 12 日（金）付けで事業者ウェブサイトに掲載した。

2. 開催を予定していた日時、開催場所

説明会の開催を予定していた日時、開催場所は以下のとおりである。

開催日時	開催場所
令和 3 年 2 月 18 日（木） 18 時 30 分～20 時 30 分	水俣市総合もやい直しセンター「もやい館」もやいホール
令和 3 年 2 月 19 日（金） 18 時 30 分～20 時 30 分	大川内農業者トレーニングセンター

1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握

1.3.1 意見書の提出期間

令和 3 年 2 月 1 日（月）から 3 月 16 日（火）までとした。（縦覧期間及びその後 2 週間とし、郵送の受付は最終日の消印まで有効とした。）

1.3.2 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、次の方法により受け付けた（別紙 5 参照）。

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・事業者への郵送による書面の提出

1.3.3 意見書の提出状況

意見書（環境の保全の見地からの意見）の提出は 25 通であった。

日刊新聞紙に掲載した公告

■令和3年2月1日

・南日本新聞

お知らせ

「環境影響評価法」に基き、「仮称出水保ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書」を編纂いたします。

一、事業者の名称：日本電力サービス株式会社
代表者の氏名：佐藤隆雄 兼出座長
▲主要事務所の所在地：東京都港区千代田三丁目番十号
茨公園ビル六階
対象事業の名称：「仮称 出水保ウインドファーム事業」
二、種類：風力発電
三、規模：発電出力 最大6万4千四百キロワット、基礎 最大9基
四、開発区域の位置：
鹿児島県出水市内及び熊本県水俣市内
五、環境影響を受ける範囲と認められる地域の範囲：
鹿児島県出水市出水地区の水俣市内
建設の場所：①出水市役所北野寺生環道横断線 ②出水市役所南野寺横断線 ③出水市役所中野寺横断線 ④出水市役所西野寺横断線 ⑤出水市役所東野寺横断線 ⑥出水市役所南野寺横断線 ⑦出水市役所西野寺横断線 ⑧出水市役所東野寺横断線 ⑨出水市役所南野寺横断線 ⑩出水市役所西野寺横断線 ⑪出水市役所東野寺横断線 ⑫出水市役所南野寺横断線 ⑬出水市役所西野寺横断線 ⑭出水市役所東野寺横断線 ⑮出水市役所南野寺横断線 ⑯出水市役所西野寺横断線 ⑰出水市役所東野寺横断線 ⑱出水市役所南野寺横断線 ⑲出水市役所西野寺横断線 ⑳出水市役所東野寺横断線 ㉑出水市役所南野寺横断線 ㉒出水市役所西野寺横断線 ㉓出水市役所東野寺横断線 ㉔出水市役所南野寺横断線 ㉕出水市役所西野寺横断線 ㉖出水市役所東野寺横断線 ㉗出水市役所南野寺横断線 ㉘出水市役所西野寺横断線 ㉙出水市役所東野寺横断線 ㉚出水市役所南野寺横断線 ㉛出水市役所西野寺横断線 ㉜出水市役所東野寺横断線 ㉝出水市役所南野寺横断線 ㉞出水市役所西野寺横断線 ㉟出水市役所東野寺横断線 ㊱出水市役所南野寺横断線 ㊲出水市役所西野寺横断線 ㊳出水市役所東野寺横断線 ㊴出水市役所南野寺横断線 ㊵出水市役所西野寺横断線 ㊶出水市役所東野寺横断線 ㊷出水市役所南野寺横断線 ㊸出水市役所西野寺横断線 ㊹出水市役所東野寺横断線 ㊺出水市役所南野寺横断線 ㊻出水市役所西野寺横断線 ㊼出水市役所東野寺横断線 ㊽出水市役所南野寺横断線 ㊾出水市役所西野寺横断線 ㊿出水市役所東野寺横断線

六、調査期間：平成二十一年三月一日（金）午後六時三十分～午後八時三十分
七、調査内容：①現地踏査 ②関係機関との協議 ③関係機関への説明 ④関係機関への報告 ⑤関係機関への相談 ⑥関係機関への意見聴取 ⑦関係機関への意見反映 ⑧関係機関への意見取りまとめ ⑨関係機関への意見取りまとめ ⑩関係機関への意見取りまとめ ⑪関係機関への意見取りまとめ ⑫関係機関への意見取りまとめ ⑬関係機関への意見取りまとめ ⑭関係機関への意見取りまとめ ⑮関係機関への意見取りまとめ ⑯関係機関への意見取りまとめ ⑰関係機関への意見取りまとめ ⑱関係機関への意見取りまとめ ⑲関係機関への意見取りまとめ ⑳関係機関への意見取りまとめ ㉑関係機関への意見取りまとめ ㉒関係機関への意見取りまとめ ㉓関係機関への意見取りまとめ ㉔関係機関への意見取りまとめ ㉕関係機関への意見取りまとめ ㉖関係機関への意見取りまとめ ㉗関係機関への意見取りまとめ ㉘関係機関への意見取りまとめ ㉙関係機関への意見取りまとめ ㉚関係機関への意見取りまとめ ㉛関係機関への意見取りまとめ ㉜関係機関への意見取りまとめ ㉝関係機関への意見取りまとめ ㉞関係機関への意見取りまとめ ㉟関係機関への意見取りまとめ ㊱関係機関への意見取りまとめ ㊲関係機関への意見取りまとめ ㊳関係機関への意見取りまとめ ㊴関係機関への意見取りまとめ ㊵関係機関への意見取りまとめ ㊶関係機関への意見取りまとめ ㊷関係機関への意見取りまとめ ㊸関係機関への意見取りまとめ ㊹関係機関への意見取りまとめ ㊺関係機関への意見取りまとめ ㊻関係機関への意見取りまとめ ㊼関係機関への意見取りまとめ ㊽関係機関への意見取りまとめ ㊾関係機関への意見取りまとめ ㊿関係機関への意見取りまとめ

八、問い合わせ先：〒805-0004 東京都港区千代田三丁目五番五号 日本電力サービス株式会社
電話：〇三・五五九・〇九三十一
担当：風力開発チーム 室田・川村

令和3年2月1日

・熊本日日新聞

「環境影響評価法」に基づき、「仮称」出水水俣ウインド
フーム事業に係る環境影響評価方法書を縦覧いた
します。

一、事業者の名称：日本風力サービス株式会社「代表
者の氏名：代表取締役 倉田大広」主たる事務所
の所在地：東京都港区芝二丁目五番十号 芝公園
Nビル六階

二、対象事業の名称：「仮称」出水水俣ウインドファ
ーム事業「概略：風力発電」規模：発電設備
容量：最大八千四百キロワット、基盤、最大九十九基

三、対象事業実施区域の位置：熊本県水俣市内及び
鹿儿岛県出水市内

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域
の範囲：熊本県水俣市内及び鹿儿岛県出水市内
の範囲

五、縦覧の場所：①熊本県庁 行政棟 水俣市環境
プラザ ②水俣市役所庶務室 階ロビ ③水俣市立
図書館 階ロビ ④水俣市立総合体育館2階ロ
ビ ⑤総合および直しセンターもやい館2階受付
前 ⑥南部もやい直しセンターおれんじ館2階木野
ふるさとセンター愛林館 ⑦水俣市湯の鶴温泉保健
センター

期間：令和三年三月一日～令和三年三月一日（水）
（ただし、①②③は、曜日が日曜日及び祝日を除く。）

③④⑤は月曜日を除く。

時間：①午前九時～午後五時 ②午前八時三十分～
午後五時十五分 ③④⑤午前九時～午後五時

※縦覧される際は、手指を消毒の上、マスクを着用
頂き、感染拡大防止に皆様のご協力を頂きます上
うお願い致します。なお、新型コロナウイルスの感染
拡大状況や社会情勢等により、縦覧場所によっては
ご覧いただく可能性がございます。

電子縦覧： <http://www.city.kumamoto.jp>

六、意見書の提出：環境影響評価方法書について、環
境の保全の見地からのご意見ををお持ちの方は、書面
に住所氏名、意見、意見の理由を含む、「ご記入の
うえ、縦覧場所へ熊本県庁を令和三年三月十六日
（火）までに投函ください」を添付し、①当日消
印有効。

七、説明会の日時：令和三年三月十八日（木）午後六
時三十分～午後八時三十分

場所：水俣市総合もやい直しセンター「もやい館」
もやいホール

※説明会にご参加の際は、手指を消毒の上、マスク
を着用頂き、感染拡大防止に皆様のご協力を頂
きますようお願い致します。

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては説明
会の日程が変更または中止になる可能性があります
。詳細につきましては、今後の感染状況を鑑み必
要に応じて随時弊社ホームページで周知させ頂
きます。

八、問い合わせ先：二〇五〇〇四 東京都港区芝二
丁目五番十号 芝公園Nビル六階 日本風力サ
ービス株式会社「電話：〇三三五五〇〇九〇七」
担当者：風力開発チーム 室田 四川

事業者ウェブサイトに掲載したお知らせ (1/2)

令和 3 年 2 月 1 日



「（仮称）出水水俣ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」の縦覧について	
環境影響評価法に基づき、「（仮称）出水水俣ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」（以下、「方法書」）を作成し、令和3年2月1日付けて経済産業大臣に送付しました。方法書について、下記のとおり縦覧します。	
方法書の縦覧について	
縦覧場所（順不同）	縦覧時間 （各施設の開庁日及び時間に準ずる）
①出水市役所本庁舎 1 階ロビー	①～③、⑤ 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ④ 午前 9 時～午後 5 時 15 分 ⑥～⑫ 午前 9 時～午後 5 時 （ただし、①～⑤は土曜日、日曜日及び祝日を除く。 ⑥～⑫は月曜日を除く。）
②出水市役所高尾野支所	
③出水市役所野田支所	
④熊本県庁総務私学局県政情報文書課情報プラザ	
⑤水俣市役所仮庁舎 1 階ロビー	
⑥水俣市立図書館 1 階ロビー	
⑦水俣市立総合体育館 2 階ロビー	
⑧ 総合もやい直しセンターもやい館 2 階受付前	
⑨南部もやい直しセンターおれんじ館	
⑩久木野ふるさとセンター豊林館	
⑪水俣市立水俣病資料館 2 階ロビー	
⑫水俣市湯の鶴温泉保健センター	
縦覧期間	

令和3年2月1日（月）～令和3年3月2日（火）
※縦覧される際は、手指を消毒の上、マスクを着用頂き、感染拡大防止に皆様のご協力を頂きますようお願い致します。なお、新型コロナウイルスの感染拡大状況や社会情勢等により、縦覧場所によっては、ご覧いただけない可能性があります。

インターネットによる縦覧
方法書は令和3年3月2日（火）まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

■ 方法書

表示目次 PDF (https://my.ebook5.net/j-windservice/pdf1/?page=1)

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 PDF (https://my.ebook5.net/j-windservice/pdf1/?page=9)

第2章 対象事業の目的及び内容 PDF (https://my.ebook5.net/j-windservice/pdf1/?page=12)

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 PDF (https://my.ebook5.net/j-windservice/pdf1/?page=29)

3.1 自然的状況 PDF (https://my.ebook5.net/j-windservice/pdf1/?page=30)

3.2 社会的状況 PDF (https://my.ebook5.net/j-windservice/pdf1/?page=162)

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 PDF (https://my.ebook5.net/j-windservice/pdf1/?page=254)

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解  (<https://my.ebook5.net/j-windservice/pdf1/?page=373>)

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法  (<https://my.ebook5.net/j-windservice/pdf1/?page=384>)

第7章 その他環境省令で定める事項  (<https://my.ebook5.net/j-windservice/pdf1/?page=461>)

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 (<https://my.ebook5.net/j-windservice/pdf1/?page=536>)  (<https://my.ebook5.net/j-windservice/pdf1/?page=536>)

■ 資料編  (<https://my.ebook5.net/j-windservice/pdf2/?page=1>)

■ 要約書  (<https://my.ebook5.net/j-windservice/pdf3/?page=1>)

■ 意見書  (<https://my.ebook5.net/j-windservice/pdf4/?page=1>)

△ 意見書の提出について

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、

以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

- (1) 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投稿（令和3年3月16日（火）まで）
- (2) 当社宛に郵送

〒105-0014 東京都港区芝二丁目五番十号 芝公園NDビル六階
日本風力サービス株式会社 担当 室田・西川 宛
（令和3年3月16日（火）当日消印有効）

△ お問い合わせ先

日本風力サービス株式会社

住 所：〒105-0014

東京都港区芝二丁目五番十号 芝公園NDビル六階

電 話：03-5530-9072（土・日・祝祭日を除く、午前10時から午後7時まで）

担当者：風力開発チーム 室田・西川

All Rights Reserved. GPSS IT Department © 2020

当社ウェブサイトに掲載したお知らせ (2/2)

令和 3 年 3 月 12 日

「(仮称) 出水水俣ウインドファーム事業 環境影響評価方法書」の縦覧について ※終了しました	
環境影響評価法に基づき、「(仮称) 出水水俣ウインドファーム事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)を作成し、令和3年2月1日付けで経済産業大臣に送付しました。 方法書について、下記のとおり縦覧します。	
方法書の縦覧について	
縦覧場所 (順不同)	縦覧時間 (各施設の開庁日及び時間に準ずる)
① 出水市市役所本庁舎 1 階ロビー ② 出水市役所高尾野支所 ③ 出水市役所野田支所 ④ 熊本県庁総務私学局県政情報文書課情報プラザ ⑤ 水俣市役所仮庁舎 1 階ロビー ⑥ 水俣市立図書館 1 階ロビー ⑦ 水俣市立総合体育館 2 階ロビー ⑧ 総合もやい直しセンターもやい館 2 階受付前 ⑨ 南部もやい直しセンターおれんじ館 ⑩ 久木野ふるさとセンター愛林館 ⑪ 水俣市湯の鶴温泉保健センター	①～③、⑤ 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ④ 午前 9 時～午後 5 時 15 分 ⑥～⑪ 午前 9 時～午後 5 時 (ただし、①～⑤は土曜日、日曜日及び祝日を除く。 ⑥～⑪は月曜日を除く。)
縦覧期間 令和 3 年 2 月 1 日 (月) ～令和 3 年 3 月 2 日 (火) ※縦覧される際は、手指を消毒の上、マスクを着用頂き、感染拡大防止に皆様の ご協力を頂きますようお願い致します。なお、新型コロナウイルスの感染拡大状 況や社会情勢等により、縦覧場所によっては、ご覧いただけない可能性があります。	
▲ インターネットによる縦覧 方法書は令和 3 年 3 月 2 日 (火) まで閲覧することができます。なお、印刷及び ダウンロードはできません。	
... 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	
▲ 意見書の提出について 方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、 住所及びご意見をご記入のうえ、 以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。 (1) 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投稿 (令和3年3月16日 (火) まで) (2) 当社宛に郵送 〒105-0014 東京都港区芝二丁目五番十号 芝公園NDビル六階 日本風力サービス株式会社 担当 室田・西川 宛 (令和3年3月16日 (火) 当日消印有効)	
▲ お問い合わせ先 日本風力サービス株式会社 住 所：〒105-0014 東京都港区芝二丁目五番十号 芝公園NDビル六階 電 話：03-5530-9072 (土・日・祝祭日を除く、午前10時から午後7時まで) 担当者：風力開発チーム 室田・西川	
All Rights Reserved. GPSS IT Department © 2020	

自治体広報紙

■広報いずみ（2021（令和3年）2月号）

風力発電に関する環境影響評価方法書の 縦覧および住民説明会の開催について

環境影響評価法に基づき、「(仮称) 出水水俣
ウィンドファーム事業」に関する環境影響評価
方法書の縦覧ができます。
また、同法に基づく住民説明会の開催につい
てお知らせします。

事業者 日本風力サービス株式会社
(東京都港区芝2丁目5番10号
芝公園NDビル6階)

📍 本庁生活環境課
(☎ 63 - 4042)

方法書の縦覧

縦覧場所 市役所本庁および各支所

縦覧期間 2月1日(月)～3月2日(火)

縦覧時間 午前8時30分～午後5時15分
※開庁日のみ

電子縦覧 <https://j-windservice.com/>

住民説明会

📅 2月19日(金) 午後6時30分～同8時30分

📍 大川内農業者トレーニングセンター

■広報みなまた（2021年2月号）

への往復中の事故を補償します。
傷害保険、賠償責任保険、突然死
葬祭費用保険がセットになった保
険です。

■掛け金

○中学生以下 年800円

○高校生以上 活動内容によって
金額が異なります。詳しくは問
い合わせてください。

📞 スポーツ安全協会熊本支部
096・213・9015

**風力発電事業の環境影響評価方法
書縦覧と住民説明会を実施します**

日本風力サービス(株)が、市内南
部で計画している「(仮称) 出水
水俣ウィンドファーム事業」につ
いて、環境影響評価法に基づいて
環境影響評価方法書の縦覧と説明
会を実施します。

■事業の名称(仮称) 出水水俣
ウィンドファーム事業

■対象事業実施区域 水俣市内、
鹿児島県出水市内

**★環境影響評価方法書・要約書の
縦覧ができます**

■縦覧期間 3月2日(火)

■縦覧場所

○市役所仮庁舎1階ロビー

○市立図書館1階ロビー

○市立総合体育館2階ロビー

○もやい館2階受付前

○おれんじ館

○久木野ふるさとセンター・愛林館

○水俣市湯の鶴温泉保健センター

■電子縦覧 <https://j-windservice.com/>

■意見書の提出方法 方法書につ
いて環境保全の見地からの意見・
必要事項を意見書に記載し、意見
書箱に投函してください。

※縦覧期間後に提出する場合は、
3月16日(火)までに日本風力サービ
ス(株)まで郵送してください。

★方法書の住民説明会

■日時 2月18日(木) 18時30分～
20時30分

■場所 もやい館3階もやいホール

※新型コロナウイルス感染症の状
況によっては説明会の日程が変更
または中止になる可能性があります。
詳しくは、今後の感染状況を見
て、必要に応じて随時ホームペ
ージでお知らせします。

📞 〒105-0014 東京都
港区芝2丁目5番10号、芝公園ND
ビル6階、日本風力サービス(株)
(風力開発チーム・室田、西川)
03・5530・9072

鹿児島県ウェブサイト



[ホーム](#) > [くらし・環境](#) > [環境保全](#) > [環境影響評価](#) > 環境影響評価について

いいね! 16

[ツイート](#)

更新日: 2021年2月12日

環境影響評価について

環境影響評価とは、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響について、調査・予測・評価を行うとともに、その方法及び結果について住民や自治体の意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全について適正に配慮するための制度です。

環境影響評価法及び鹿児島県環境影響評価条例に定める規模の事業を実施する場合には、事前に環境影響評価を実施しなければなりません。
なお、法や条例の対象とならない事業についても、県環境基本条例や県環境基本計画に基づき、環境への配慮を適切にする必要があります。

県内で環境影響評価図書を縦覧・公表中の事業

株式会社グリーンパワーステートが、「(仮称)伊佐・えびの・人吉風力発電事業」の環境影響評価方法を縦覧・公表しています。(令和3年2月25日まで)

詳しくは事業者のホームページをご覧ください。

[株式会社グリーンパワーステートホームページ \(外部サイトリンク\)](#)

株式会社ジェイウインドが、「(仮称)新南大隅ウインドファーム」の環境影響評価方法を縦覧・公表しています。(令和3年3月1日まで)

詳しくは事業者のホームページをご覧ください。

[株式会社ジェイウインドホームページ \(外部サイトリンク\)](#)

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が、「(仮称)肝付風力発電事業」の環境影響評価方法を縦覧・公表しています。(令和3年3月1日まで)

詳しくは事業者のホームページをご覧ください。

[ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社ホームページ \(外部サイトリンク\)](#)

日本風力サービス株式会社が、「(仮称)出水水俣ウインドファーム事業」の環境影響評価方法を縦覧・公表しています。(令和3年3月16日まで)

詳しくは事業者のホームページをご覧ください。

[日本風力サービス株式会社ホームページ \(外部サイトリンク\)](#)

電源開発株式会社が、「(仮称)肥後ウインドファーム」の環境影響評価方法を縦覧・公表しています。(令和3年3月4日まで)

詳しくは事業者のホームページをご覧ください。

[電源開発株式会社ホームページ \(外部サイトリンク\)](#)

出水市ウェブサイト

暮らし 安全・安心 健康・福祉 子育て・教育 文化・スポーツ 産業・ビジネス 観光 市政情報

トップページ > 新着情報 > 「（仮称）出水水俣ウインドファーム事業」に関する環境影響評価方法書の縦覧について（住民説明会は中止となりました）

このページを印刷する

Q 情報を探す
キーワードを入力 検索

必要女子秘書を開設検索！
総合案内サービス >

ライフイベント

戸籍・証明	結婚・離婚
妊婦・子育て	引越し・住まい
健康・医療	障害・福祉
高齢・介護	おくりあ

よくあるご質問

「（仮称）出水水俣ウインドファーム事業」に関する環境影響評価方法書の縦覧について（住民説明会は中止となりました）

更新日：2021年2月12日

環境影響評価法に基づき、「（仮称）出水水俣ウインドファーム事業」に関する環境影響評価方法書の縦覧ができます。
また、同法に基づく住民説明会は下記のとおり中止となりましたのでお知らせします。

事業者：日本風力サービス株式会社（東京都港区芝2丁目5番10号芝公園NDビル6階）

【方法書の縦覧】
場所：市役所本庁および各支所
期間：令和3年2月1日（月）～同年3月2日（火）
※縦覧期間終了後も令和3年3月16日（火）まで引き続き閲覧できます。
時間：午前8時30分～午後5時15分 ※開庁日のみ
電子縦覧：<https://j-windservice.com/>

【住民説明会】※中止
場所：~~大川内農業者トレーニングセンター~~
日時：令和3年2月19日（金） 午後6時30分から同8時30分まで

※方法書の住民説明会について、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、感染防止の観点から中止となりましたのでお知らせします。
詳細については、上記電子縦覧URLに掲載されています。

【お問い合わせ先】
日本風力サービス株式会社
電話：03-5530-9072
担当者：風力開発チーム 室田・西川

熊本県ウェブサイト (1/2)



[本文へ](#)[文字の大きさ・色の変更](#)[音声読み上げ](#)[Foreign Language](#)[マイページ](#)[検索](#)

[防災・くらし・環境](#)[健康・福祉・子育て](#)[観光・しごと・産業](#)[学び・文化・国際](#)[まちづくり・社会基盤](#)[県の紹介・計画・入札](#)

現在地 [ホーム](#) > [組織でさがす](#) > [環境生活部](#) > [環境保全課](#) > (仮称) 出水水俣ウィンドファーム事業

(仮称) 出水水俣ウィンドファーム事業

ページ番号：0051605 更新日：2021年2月15日更新

【(仮称) 出水水俣ウィンドファーム事業】	
手続の状況	方法書手続き中
手続根拠	環境影響評価法
事業者	日本風力サービス株式会社
事業の種類	風力発電所設置事業 (環境影響評価法施行令第1の5 ㉠ (第一種事業))
事業の規模	発電所出力 最大68,400kw
事業実施想定区域	熊本県水俣市、鹿児島県出水市
配慮書	知事意見照会 令和2年(2020年)7月13日(月曜日)
	一般意見の募集 及び公告縦覧等 令和2年(2020年)7月13日(月曜日) から 令和2年(2020年)8月12日(水曜日) まで
	現地視察及び 第1回審査会 (現地視察) 事業予定地の現地状況写真等の資料により代替 (審査会:書面審議により実施) 令和2年(2020年)7月22日(水曜日) ～令和2年(2020年)8月28日(金曜日) 議事概要(PDFファイル:117KB)
	知事意見 令和2年(2020年)9月25日(金曜日) 知事意見(PDFファイル:166KB)

緊急・重要なお知らせ

2021年3月30日更新
【3月30日更新】感染が流行している地域について

2021年3月26日更新
新型コロナウイルス感染症対策に係る熊本県リスクレベルについて

2021年3月5日更新
【3月5日更新】熊本県時短要請協力金について

2021年2月26日更新
熊本県は事業継続・再出発を応援します！

このページを見ている人は
こんなページも見ています

[\(仮称\) 肥薩ウィンドファーム](#)

[\(仮称\) 肥薩風力発電事業](#)

見つからないときは

相談窓口をさがす

熊本県ウェブサイト (2/2)

方法書	公告縦覧	縦覧期間： 令和3年（2021年）2月1日（月曜日）から 令和3年（2021年）3月2日（火曜日）まで 縦覧場所： 熊本県庁行政棟本館1階 情報プラザ 水俣市役所仮庁舎1階ロビー 水俣市立図書館1階ロビー 水俣市立総合体育館2階ロビー 総合もやい直しセンター もやい館 2階受付前 南部もやい直しセンター おれんじ館 久木野ふるさとセンター 愛林館 水俣市湯の鶴温泉保健センター （新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や社会情勢等により、縦覧場所によっては、施設の閉館等で閲覧できない場合があります。） 電子縦覧： 日本風力サービス株式会社ホームページ<外部リンク> ※令和3年（2021年）2月15日更新 新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、住民説明会が中止となったことに伴い、縦覧場所及び電子縦覧による図書閲覧の期間が令和3年3月16日（火曜日）まで延長されています。
	現地視察及び第1回審査会	-
	第2回審査会	-
	知事意見	-
準備書	公告縦覧	-
	現地視察及び第1回審査会	-
	公聴会	-
	第2回審査会	-
	知事意見	-
	知事意見	-
評価書	公告縦覧	-

このページに関するお問い合わせ先

環境保全課 代表

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
(行政棟 新館 5階)

Tel：096-333-2268 Fax：096-387-7612

[メールでのお問い合わせはこちら](#)

水俣市ウェブサイト



熊本市環境サイト Environment

音声読み上げ  文字サイズ  拡大 標準 背景色  標準

 行政トップページへ  Foreign Language

ホーム > 環境サイト > 分類から探す(環境) > 環境保全・自然保護 > (仮称) 出水水俣ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について

プレビュー ※公開済みのデータです

(仮称) 出水水俣ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について

最終更新日：2021年2月24日

日本風力サービス株式会社が水俣市、鹿児島県出水市で計画している風力発電事業について、「環境影響評価方法書」の縦覧が実施されます。詳細は下記のとおりです。

記	
縦覧図書名	(仮称) 出水水俣ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書 (仮称) 出水水俣ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書 (要約書)
対象事業	(仮称) 出水水俣ウィンドファーム事業
事業者	東京都港区芝二丁目5番10号 芝公園 ND ビル6階 日本風力サービス株式会社 代表取締役 倉田 隆広
発電所の 原動力の 種類	風力(陸上)
発電所の 出力	最大 68,400kW 程度
対象事業 実施区域	熊本県水俣市、鹿児島県出水市
縦覧期間	令和3年2月1日(月曜日) から令和3年3月16日(火曜日) まで ※新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、住民説明会が中止になったことに伴い縦覧場所及び電子縦覧による図書閲覧の期間が令和3年3月16日(火曜日) まで延長されています。 ○水俣市役所仮庁舎1階ロビー 午前8時30分から午後5時15分(土日祝日は除く)
縦覧場所	○水俣市立図書館1階ロビー、水俣市立総合体育館2階ロビー、総合もやい直しセンターもやい館2階受付前、南部もやい直しセンターおれんじ館、久木野ふるさとセンター愛林館、水俣市温の湯温泉保健センター(開館日、開館時間のみ) ※縦覧される際は、手指を消毒の上、マスクを着用頂き、感染拡大防止に皆様のご協力を頂きますようお願い致します。
電子縦覧	https://j-windservice.com/
意見書の 提出	方法書について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧期間中は備え付けの意見書に必要事項を記入の上、意見書箱に投函ください。縦覧期間後にご提出いただく場合は、令和3年3月16日(火曜日) までに下記事業者の問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。
問い合わせ先	〒105-0014 東京都港区芝二丁目5番10号 芝公園 ND ビル6階 日本風力サービス株式会社 風力開発チーム 電話：03-5530-9072 担当：室田・西川

令和3年2月18日(木曜日) 18時30分より予定されていた当該事業の環境影響評価方法書説明会は、新型コロナウイルス感染症防止対策の為中止となりました。

このページに関する
お問い合わせは

環境課
熊本県水俣市陣内一丁目1番1号
電話：0966-61-1613
ファックス：0966-63-9044
kankyo@city.minamata.lg.jp

(ID:2192)

 ※資料としてPDFファイルが添付されている場合は、Adobe Acrobat(R)が必要です。
PDF書類をご覧になる場合は、Adobe Readerが必要です。正しく表示されない場合、最新バージョンをご利用ください。
別ウィンドウで開きます

このページの先頭へ

環境課 〒867-8555 熊本県水俣市陣内一丁目1番1号 電話番号：0966-61-1612	環境クリーンセンター 〒867-0062 熊本県水俣市築地9番40号 電話番号：0966-62-4101	水俣病資料館 〒867-0055 熊本県水俣市明神町1番53号 電話番号：0966-62-2621
--	---	--

意見書の様式

「(仮称)出水水俣ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書」
意 見 書

「(仮称)出水水俣ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、本用紙または任意の書式に、住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱へご投函ください。縦覧期間後にご提出いただく場合は、下記送付先までご郵送ください。

- (1) 受付期間 令和3年2月1日(月)～3月16日(火)
(当日消印有効)
- (2) 送付先 〒105-0014
東京都港区芝2丁目5番10号 芝公園NDビル6階
日本風力サービス株式会社
- (3) 記載事項
- ・氏名及び住所
 - ・方法書についての環境の保全の見地からの意見(意見の理由を含む)
(日本語により記載してください)

氏名	
住所	
環境の 保全の 見地から の意見	

注1) 本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

注2) この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4サイズ)の用紙をお使い下さい。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

方法書について、住民等による意見の概要及びそれに対する事業者の見解は、表 2-1(1)～(20)に示すとおりである。

表 2-1(1) 方法書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
1	先日、別紙のとおり、地元新聞の世論欄に書きました。参考にしてください。 ついで、郷土の景観と生態系に影響が出ないよう、計画を再考・変更ください。 現地はクマタカをはじめとする希少な猛禽類の生息はもとより、ツルやサシバ等猛禽類など鳥類の渡りのコースに近接し、天候や渡来先の選択によっては渡りのコースそのものとなる可能性も高い場所であるため、バードストライクが頻繁に発生する可能性があり、施設設置場所について相当の配慮が必要と思います。 記載のような綿密な現地調査の成果を速やかに公開するとともに、設置場所の検討に資するよう成果を活用してください。 (以下は、意見ではありません。) なお、かつて、アセス参考文献のひとつである「鹿児島県のすぐれた自然」の作成を担当した県職員のひとりです。レッドデータブックが無い頃、いち早く未来に残したい郷土の自然を明確化する趣旨で取り組みましたから、今も郷土の自然の改変には並々ならぬ関心を持ちます。 【別紙】地元新聞 ひろば・社説(令和3年1月16日) 真の再生エネルギーを考える 言葉では美しい再生可能(自然)エネルギーの実態が、規模の巨大化により「反再生」「反自然」となってきた。自家用・自社用だった太陽光や水力・風力発電は再生可能エネルギーそのものだったが、再生の規模を超える過大な計画が次々と発表されている。 本県では風力発電が全国と比べても異常な数で計画されている。九州山地まで連なる陸上風力発電は事業者の計画が重複。吹上浜沖や北薩沖の洋上風力発電は風力の過大評価と暴風雨の過小評価、そして景観軽視により、非現実的とさえ思える。 陸上では調査時から保安林などを伐採し、建設時には本体と付帯設備用のために、より広い森林伐採が進む。洋上では風車の組み立てや運搬の港使用など、現地から離れた地域にも影響する。いずれも計画地周辺の山や海の動植物への影響や風水害の危険増、高周波騒音発生など、想定し得ないほど大きい影響が指摘されている。 計画通りの施設が山や海に林立すると景観への支障も致命的だ。都市への電力供給のために地方の環境を破壊する計画は抑制し、自家用の地産地消型発電などを推進すべきと考える。(鹿児島市)	風力発電設備、取付道路等の位置及び対象事業実施区域の詳細については、今後、検討を行ってまいります。検討にあたっては、これから実施する現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、景観、生態系等の影響を可能な限り回避・低減できるよう配慮してまいります。 また、事業の実施による重大な影響を回避・低減できない場合には、風力発電設備等の配置、基数の削減等のほか、対象事業実施区域の見直しも含めた事業計画の再検討を行います。 対象事業実施区域及びその周囲における動物の生息状況及び生息環境については、今後実施する現地調査により把握し、これらの調査結果を踏まえた風力発電施設等の配置等の計画や施工計画、必要な環境保全措置の内容を検討し、環境影響の回避・低減に努めてまいります。 なお、現地調査結果のほか、事業計画、環境保全措置等、検討した結果については、準備書でお示しいたします。

表 2-1(2) 方法書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
2	私は、出水市にて、現在貴社より縦覧されている、標記方法書に関し、環境保全の見地から、対象事業実施区域の設定について、専門家による十分な調査とその成果による計画の再検討（変更）を求めます。 理由 1. 想定実施区域、特に出水市側は、電源開発株式会社計画の（仮称）肥薩ウインドファーム事業実施区域とほぼ重なっており、2 事業個別の環境影響評価は現実的ではなく、併せた規模想定が必要である。 理由 2. 想定実施区域は、ツル類、アカハラダカ、サシパ等のワシタカ類、カモ類、シギ・チドリ類など国の天然記念物や絶滅危惧種を含む多くの鳥類の渡りと移動のルートになっている可能性がある。現段階での計画では発電機械は最高高さ 175m、基数 19、実施区域面積約 1070 ㎡と高さ、基数、区域面積ともに大規模である。設置された場合、渡りのルートの混乱や発電機械へのバードストライクのリスクは回避できず、これにより各鳥類の個体数の減少が予測される。 理由 3. 想定実施区域は、海岸までの水系の距離が比較的短く、発電機械の工事期間中、および設置後、土砂流出による河川・海洋生物、特にプランクトン、魚類の数量・移動変化が予測され、既存の生態系ピラミッドが崩壊する恐れが高くなる。このことは、現在把握されている当地域の自然環境に甚大な影響を及ぼしかねない。	対象事業実施区域の設定については、今後、詳細な検討を行ってまいります。 検討にあたっては、対象事業実施区域が重複している他の事業者と事業計画に係る調整を行い、適切な対象事業実施区域を設定し、対象事業実施区域及びその周囲における鳥類、魚類等の動物の生息状況及び生息環境への影響を回避・低減するため、今後実施する現地調査結果を踏まえ、必要な環境保全措置を検討してまいります。
3	意見もへったくれもありません。 只、近隣郊外、国土の山林、自然を此れ以上荒される事に、絶対反対と言う事だけです。	本事業は、国、鹿児島県、熊本県、出水市、水俣市の施策を鑑み、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに事業を通じて地域貢献、地域活性化、日本のエネルギー自給率向上に寄与することを目的として実施するものです。 ご理解を得られるように、当社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果に基づいて、環境への影響を可能な限り回避・低減できる事業計画を検討してまいります。

表 2-1 (3) 方法書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
4	環境の保全の見地からの意見 出水市軸谷川・坂元川、水俣市湧出川・頭石川に囲まれる山地は、特に西側および南側において、山地傾斜がかなり大きい。平均的に 30° 前後あり場所によっては 40° に達するところもある。軸谷川から湧出川線は、活断層の出水断層であり、更に隣接する八代海は日奈久断層の延長があり、昨年末にも地震が観測された。これらの活断層がもし活動すればその影響は計り知れず、尾根部に立地する巨大建造物は崩壊の危機を免れないと考える。	活断層の位置については、対象事業実施区域外の西側に位置していることは把握しており、活断層の位置を避けた風力発電機の配置としております。 また、風力発電機的设计にあたっては、法令等に係る風力発電機の技術基準等に基づき、地震時の荷重を考慮した安全性を確保した施設といたします。
5	風車から出る低周波音が問題である。低周波は人の耳の内耳にある卵形囊・球形囊で感じ、小さな音でも睡眠障害やめまい・頭痛・肩こりを引き起こす。WHO は 1999 年に「低周波音は低い音圧レベルでも休息や睡眠を妨害する可能性がある」と言っている。	低周波音については、環境省マニュアル等に基づき現地調査を行うとともに、最新の事業計画に基づき風力発電施設の稼働に伴う超低周波音の発生の程度を予測・評価し、必要な環境保全措置を検討することで、周辺環境に与える影響を可能な限り回避・低減してまいります。
6	石狩湾新港洋上風力発電事業（3200kw×7 基）では、立地より 2km 周辺で症状発生率 2～5%とされている。低周波は遠くまで届きやすく減衰率は小さいため、4300kw 型の風車であれば、もっと遠方まで影響は広がる。 動植物はもちろんであるが、人に関する影響を最優先すべきである。麓の川沿いには多数の住居が存在する。このように既に居住している住民に影響を及ぼす様な計画は認めることは出来ない。 以上の理由により、完全撤退をお願いする。	
7	郷土の生態系と景観に影響が出ないよう、計画を変更または廃止してください。 現地はクマタカをはじめとする希少な猛禽類の生息はもとより、ツルやサシパなど鳥類の渡りのコースに近接し、天候や渡来先の選択によっては渡りのコースそのものとなる可能性も高い場所であるため、バードストライクが頻繁に発生する恐れが非常に高く、施設設置場所について、相当の配慮が必要と思います。 記載の綿密な現地調査の成果を速やかに公開するとともに、その結果により設置場所や規模を検討、計画そのものを見直してください。	風力発電設備、取付道路等の位置及び対象事業実施区域の詳細については、今後、検討を行ってまいります。検討にあたっては、これから実施する現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、景観、生態系等の影響を可能な限り回避・低減できるよう配慮してまいります。 また、事業の実施による重大な影響を回避・低減できない場合には、風力発電設備等の配置、基数の削減等のほか、対象事業実施区域の見直しも含めた事業計画の再検討を行います。 対象事業実施区域及びその周囲における動物の生息状況及び生息環境については、今後実施する現地調査により把握し、これらの調査結果を踏まえた風力発電施設等の配置等の計画や施工計画、必要な環境保全措置の内容を検討し、環境影響の回避・低減に努めてまいります。 なお、現地調査結果のほか、事業計画、環境保全措置等、検討した結果については、準備書でお示しいたします。

表 2-1(4) 方法書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
8 同一意見 1 通あり	『方法書』の内容：4 ページ以下に、『配慮書』から『方法書』への変更が記してある。 意見：貴社の「対象事業実施区域」が『配慮書』よりも小さな範囲に変更になったことは理解しました。 『方法書』の内容：埋蔵文化財のこと。464 ページからの「出水市長意見に対する事業者の見解」のうちで 466 ページからの「周知の埋蔵文化財包蔵地」についてでは、次のように記してあります。「工事施工時に新たな埋蔵文化財を発見した場合は、「文化財保護法」に基づき必要な手続きを行います」。 意見：貴社の埋蔵文化財の扱いは、常識的で合法的なものです。私の心配事を含めて、念のために書いておきます。 今回の『方法書』においても「風力発電施設の設置場所」は、標高 500 メートル前後の平坦面を多く含んでいます。この地域・範囲は、戦後開拓期にあっても農地になることなく樹林地だったところ。なので、昭和 40 年代には踏査ができなかった範囲であり、以後現在まで遺跡の有無に関しては、熊本県教育委員会、鹿児島県教育委員会による踏査、所在地確認調査が未着手の区域かと思われます。地図から判読すると、上場遺跡、郷田遺跡、日東遺跡、石飛遺跡などに類似、匹敵する良好な遺跡が予想されます。 工事用道路の造成時を含めて、良好な遺跡の検出がなされるならば、その時点で「遺跡保存」の意見を述べることにします。	工事の実施にあたり、新たに埋蔵文化財を発見した場合には、その現状を変更することなく、速やかに関係市町村教育委員会に連絡のうえ、法令等に基づき適切に対応します。
9 同一意見 1 通あり	(付) 作成資料への疑問点を記しておきます。 20 ページの図「地域気象観測所等位置」の「矢筈岳雨量観測所」の位置は、これでいいのだろうか。 43 ページの図「主要な河川、湖沼および海域」の「五女木川」は「五目木川」であろうか。 229 ページの表の中「235 番」は五目木遺跡である。県境の高原、水俣市域と伊佐市域には「ごめき」と呼ぶ地名で「五女木」「五目木」があるようです。 出水市域には「上場川」というものは無く、これは「坂元川」でしょう。初歩的なミスですかね。この地図は 48 ページ、168 ページ、192 ページなどにも使われており、重要な図なのでしょう。	ご指摘の箇所は確認の上、適宜修正を行います。 なお、修正した結果については準備書でお示しいたします。

表 2-1 (5) 方法書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
10 同一意見 1 通あり	『方法書』の内容（特別天然記念物に指定されているツル類のこと）：291 ページ以下の専門家への聞き取りの結果概要が明示してある。「地元研究会代表」という鳥類の専門家の概要は「出水市に飛来してから、水俣市へ河川沿いに移動し越冬するマナヅルのグループ(10～20 羽前後)がおり、事業実施想定区域周辺の水田に縄張りを持つツルの家族がいる」。「博物館学芸員」の概要は「平成 8 年以降ツル保護対策調査県連事業が行われているため、出水市域のツルの確認場所については、その報告書を確認すること」である。 意見：上記の専門家への聞き取りを反映した対応部分は今回の『方法書』には見当たらない。また、他の事業者が出水市域に関連した場所で予定している風力発電建設に係る『方法書』において、伊佐市域とのツルの往来のことが明記してある。さらに、この冬の私ひとりの見聞でも「風力発電機を設置予定範囲」の西側の谷間（軸谷川流域）の水田においてもツルを確認している。越冬地ネグラからの往来というツルの飛翔は、毎日の払暁（日の出前後）、夕暮れ（日没前）が一般的なのである。 以上の内容から判断して、特別天然記念物のツル類の保護に関して、その分布、生態などを調査したとは認められない。なので、今後十分な実情調査が必要である。	対象事業実施区域及びその周囲におけるツルの往来や生息（利用）状況、生息環境については、今後実施する現地調査により把握し、これらの調査結果を踏まえた風力発電施設等の配置等の計画や施工計画、必要な環境保全措置の内容を検討し、環境影響の回避・低減に努めてまいります。 なお、現地調査結果のほか、事業計画、環境保全措置など検討した結果については、準備書でお示しいたします。
11 同一意見 1 通あり	『方法書』の内容：361 ページ以下には、経済産業大臣の意見及び事業者の見解が明示してある。「大部分が他の事業者」と「想定区域の重複」があるので、事業者においてすみやかに調整を行うこととの意見に対して、見解は「重複している他の事業者と事業計画に係る調整を行い、方法書及び方法書以降の手続きで適切に対象事業実施区域を設定し、環境影響評価を行います」となっている。 質問、意見：いつになったら、事業者間の調整結果が明らかになるのでしょうか。決定し、判明する時期を教えてください。今もって、風力発電機設置の事業者が重複しており、この度の貴社の『方法書』の検討にあっても、ほぼ同じ期間に他者（社）の文書にも目を通し「意見」を述べることになるので、高齢者には迷惑千万なのです。	今後、対象事業実施区域が重複している他の事業者と事業計画に係る調整を行い、適切に対象事業実施区域を設定し、これに基づき調査、予測及び評価を行ってまいります。 また、この結果については、準備書でお示しいたします。
12 同一意見 1 通あり	質問、意見：事業者がおこなう出水市大川内での「説明会」で、この重複、競合のことを質問することにしていました。しかしながら「コロナ禍」をもって、「説明会」は、突然の中止になりました。隠し事があるのではないかと、勘繰りたくなるのです。当日、予定の時刻に予定会場に出向いたら、コンサルタントのひとりが対応していただけでした。	住民説明会については、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、開催を中止いたしました。その代替措置として、環境影響評価方法書の閲覧期間を延長するとともに、説明会資料の当社ホームページへの掲載を行いました。

表 2-1(6) 方法書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
13 同一意見 1 通あり	『方法書』の内容（眺望のことなど）：140 ページ以下に「景観及び人と自然との触れ合いの場の状況」という大きな項目がある。そして「主要な眺望点の分布および概要」の項がある。141 ページの表に 21 か所があり、142 ページの図にこれら 21 か所の眺望点の位置が示してある。143 ページ以下には「景観資源」の項があり 67 か所が掲げられ、145 ページの図には、それらの位置が示してある。146 ページ以下の「人と自然との触れ合いの活動の場の状況」では、30 か所が示され、148 ページの図に位置が示してある。 あらためて 438 ページ「7、景観」の項があり「調査、予測及び評価の手法」が明記しており、440 ページ以下には、具体的に調査地点 21 か所が明記してある。ここに⑤上場高原（コスモス園）⑥東雲の里（あじさい園）が明記してある。 また、447 ページ以下には、鹿児島県知事、熊本県知事および出水市長の意見が掲載しており、三者ともに「景観及び人と自然との触れ合いの場」のことを述べている。これに対しては、事業者の見解として 463 ページ以下に、三者の意見に対するものが、それぞれに示してある。 意見：眺望に関して「東雲の里あじさい園」「上場高原コスモス園」を検討地点と明記してあることは、他者（社）の不作為とは異なり評価できます。が「かごしま茶臼山の里、石碑」を追加すべきです。さらに市街地あたりを含めて、眺望点を追加していくつか述べることにします。 貴社が風力発電機の建設を想定しているところは、わたしたちがカリマタヤマ（雁俣山）と呼称しているところです。すなわち大川内中学校から上場小学校に向かう道筋の途中、「あじさい園」を過ぎて西側に展開するのが雁俣山の山並み（鼠ガ岩を含む）です。最近では樹木の成長によって山並みの風景はいくぶん途切れがちですが、「石碑」まで続きます。「石碑」のあたりに車を停めて休息している方々が大勢おられます。このあたりから見渡せば、確かに西側の雁俣山は「指呼の間」であり、南方には紫尾山系の畳畳（じょうじょう）とした山並みがあります。標高 500 メートルに満たない場所ながら高山の気分に浸れ、古来言われている「浩然の気を養う」という語句を実感できる場所なのです。 春夏秋冬、朝昼夕、晴雨に関わらず、折々に良好な展望が得られるのです。この雁俣山系において、貴社が風力発電の建設を行うことは、「眺望景観」の破壊なのです。風力発電所の建設取りやめを求めます。 さらに追記すれば、「あじさい園」の最高所からの展望、「コスモス園の展望所」も同じような「眺望景観」の場所です。「コスモス園の展望所」からは、西（出水市域、雁俣山系）から北（水俣市域）、東（伊佐市域）には穏やかな稜線が広がるのです。 この数年、コスモス公園では、夏、秋には車両キャンプの方々が増えており、早朝の日昇前後の景観は、老若男女の心を引き付けております。	景観の現地調査地点については、ご指摘をいただいた「かごしま茶臼山の里、石碑」、「味噌なめでの石碑」から小原集落にかけての道筋等の眺望点も含め、雁俣山方向を眺望できる眺望景観に留意するようにいたします。 また、風力発電設備の位置及び対象事業実施区域の詳細については、今後、検討を行ってまいります。検討にあたっては、これから実施する現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を行い、景観等の影響を可能な限り回避・低減できるように配慮してまいります。

表 2-1(7) 方法書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
13 同一意見 1 通あり	(前ページからの続き) 以下には、出水市街地を含む平野部からの景観ということについて述べます。 遠方から始めます。通称高速道路（高規格幹線道路、南九州西回り自動車道路）を阿久根市から出水方面に向かうと、野田のインターチェンジに差し掛かるあたりから、進行方向前面（東方）には矢筈岳を最高点とする肥薩国境をなしている山並みが南北に広がります。シルエットであったこの山並みは、高尾野のインターチェンジを過ぎるにつれて、稜線が明瞭になり凹凸をなす山肌の形態も確かなものになります。これらの山並み南端（右端）にカリマタヤマ（雁俣山）があるのです。出水のインターチェンジあたりからの景観は、矢筈山近くから南側に、目視ではほぼ水平に、そしてしだいに緩やかに傾斜しており、ある地点からは急傾斜をなし、明瞭な形を示しています。折れ線グラフみたいな山並みです。稜線の高さは 500 メートルほどなので、この稜線上に 150 メートルほどの風力発電機が林立すると、この山並みの自然景観は、全くの台無しになります。なので、風力発電機建設の取りやめを求めます。 高速道路を降りて「特産館いずみ」から東側を見る。同じように「文化会館」、「総合運動公園」から見ても、ほぼ同じような景観なのです。「ツル博物館クレインパークいずみ」、市役所本庁舎、あるいは出水駅からは、愛宕山などの手前の山並みに遮られることで、雁俣山系はあまり見えないのです。しかし、新幹線に乗って鹿児島方面に向かうとき、東側を見ると、瞬間的ではありますが、これまた雁俣山系の稜線が明瞭に見えます。 さらに「出水麓武家屋敷群」のうち「出水麓歴史館」から、また「威徳天神」「山崎自治公民館」あたりからは、明瞭な山並みが認められます。不特定多数の方々が見るという意味では、湯川内温泉への往来道筋からの眺望も指摘しておきます。「味噌なめての石碑」から小原集落にかけての道筋からも、雁俣山系が明瞭な景観として表れています。 以上に示した多数地点での眺望良好の実状から判断して、雁俣山系での風力発電施設の建設は、取りやめていただきたい。	(事業者の見解については前ページ参照)
14	私たちの住む上大川内の自然を何ひとつあなた方の会社一派にさわって欲しくありません。農業、畜産、酪農、茶業、多くの日本の農業を担っている農家があります。またあじさい園、コスモス公園という観光地もあります。自然の風景、景観にこの巨大風車は似あわない。再生可能エネルギーとは言えない。この巨大風車建設に反対します。一基も建設しないこと。	対象事業実施区域の設定にあたっては、配慮書でお示したとおり、風況及び既存道路等の条件並びに法令等の制約を受ける場所等の確認を行い、検討を行ってきました。
15	どうして出水市の上大川内の山間部なのか、明確な理由が不明。国が再生可能エネルギーを推進している、というが風力発電の実体が不明、九電の HP で確認したところ現在の供給率は 0.06% これには驚き。制御不能な風に対して本当に安定した電力が供給できるのか不明。風車は再生可能エネルギーの大きな部分を占めるとは思えない。だからこの計画自体が空虚なものであり自然をこわす何ものでもない。この計画を白紙撤回すること。	本事業の実施にあたっては、必要な環境保全措置を検討することで、周辺環境に与える影響を可能な限り回避・低減するよう配慮してまいります。

表 2-1 (8) 方法書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
16	風車は風まかせで出力制御ができないと聞いている。蓄電池を設置する計画があるのか？風速の制御ができない風車を巨大化し一体どれくらいのメリットがあるのか？全く不明。また雷や火災が生じた場合の対策、台風での対策等全く不明。こんな危険なものはこの地にはいりません。計画を白紙撤回してください。	現時点では、出力制御等の詳細は検討中ですが、蓄電池等を用いた出力制御等を行うかも含め、今後九州電力等の関係機関とも協議してまいります。 また、本事業の実施にあたっては、法令等に係る風力発電機の技術基準等に基づき、台風、雷等の日本特有の気象条件下での安全性を確保した施設とするほか、必要な環境保全措置を検討することで、周辺環境に与える影響をできる限り回避・低減するよう配慮してまいります。
17	この山間部を全て歩いてみたのか？地質や生物や動物を確認したのか？小学校3校中学校1校ある。この巨大な無機質な物体はこの山間部に必要はない。この山川すべてが私たちの住む世界。環境の保全は手を加えないこと。保全の為の山の管理は必要だが、物体を建設することには断固反対。	方法書でお示しした内容に沿って、今後環境影響に対する現地調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に取り纏め公表いたします。本事業の実施にあたっては、必要な環境保全措置を検討することで、周辺環境や景観に与える影響をできる限り回避・低減してまいります。
18	貴社の計画地は他社と重複している。こんなことでいいのか。私たち一般住民には住民を馬鹿にしていると思えない。再生可能エネルギーと言っているが本当に再生可能なのか？風速何mで動きだし定格出力になるのか？風は再生できても山や自然は再生されない。東京にいる人々がこの田舎などどうなってもよいと思っているように思える。この計画はすべて白紙撤回するように。	対象事業実施区域の設定については、今後、詳細な検討を行ってまいります。 検討にあたっては、対象事業実施区域が重複している他の事業者と事業計画に係る調整を行い、実現可能な事業計画を設定するとともに、対象事業実施区域及びその周囲における動物・植物等の生息状況及び生息環境への影響を回避・低減するため、今後実施する現地調査結果を踏まえ、必要な環境保全措置を検討してまいります。
19	環境は特に自然の環境はいったん壊すと再生できない。山をこわし大きな道路を作ること豪雨時の土砂災害の危険は増すことになる。貴社なのか他社なのか不明だがよく野鳥観察をしている姿を見る。野鳥にとっては本当に迷惑な話だ。この野鳥たちはもし建設されたらどこへいくのか。	対象事業実施区域及びその周囲における動物の生息状況及び生息環境については、今後実施する現地調査により把握し、これらの調査結果を踏まえた風力発電施設等の配置等の計画や施工計画、必要な環境保全措置の内容を検討し、環境影響の回避・低減に努めてまいります。

表 2-1(9) 方法書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
20	2021 年 2 月 19 日（金）出水市大川内農業者トレーニングセンターにて実施予定の住民説明会を新型コロナウイルス感染症拡大を中止したのは納得できない。中止ではなく延期開催が妥当。きちんと開催する時は地元新聞、各市町の広報誌に掲載すること。	住民説明会については、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、開催を中止いたしました。その代替措置として、環境影響評価方法書の閲覧期間の延長及び説明会資料の当社ホームページへの掲載を行いました。任意で説明会を開催する際は、適切に周知を行ってまいります。
21	方法書 P. 251(4-9) 表 4.3-1 (1)～(4)、(5)にかけて配慮が必要な施設などが記してあるが、66ヶ所が表示してあるも、騒音、超低周波等の調査であるのに（及び評価であるのに）キョリの表示が無いのはなぜか。納得いきません。詳しくお知らせください。	方法書 P. 251(4-9) 表 4.3-1(1)～(5)については、配慮が必要な施設の一覧を示しています。その位置については、図 4.3-1(1)、(2)にその位置を示しており、図面から距離が読み取れる形となっております。
22	この計画は、人家にも近く、巨大であるため基礎部の造成も、大規模になります。たとえ配慮されたとしても、これは自然破壊です。自然は人間だけのものではなく、ありませんので今以上自然破壊をしないでいたゞきたい。時代は「地産地消」です。電気も「地産地消」「自家発電・自家消費」そして「節電」それを進めるべきです。「大規模風力・大規模太陽光発電」は、田舎で発電し送電ロスをしながら「大都市で消費する」というのは、「原発と同じ構図」ということになります。大都市部に作れないものを田舎につくるべきではありません。田舎を犠牲にします。田舎を壊さないで下さい。穏やかな暮らしを壊さないで下さい。豊かな自然を壊さないで下さい。田舎には、メリットよりデメリットがあまりにも大きすぎる。「大規模風力発電事業計画」に強く反対いたします。」「白紙撤回を求めます。」	本事業の実施にあたっては、必要な環境保全措置を検討することで、周辺環境に与える影響を可能な限り回避・低減するよう配慮してまいります。
23	これ以上自然に負かをかけないで生きて行きたい。自然のエネルギーにみたされて生きる道を選ぶ。巨大風力発電計画やめて下さい。	本事業の実施にあたっては、必要な環境保全措置を検討することで、周辺環境に与える影響を可能な限り回避・低減するよう配慮してまいります。
24	風車群施設計画の尾根下は、急しゅんな地形となっており、小さな谷が多い、土砂災害危険渓流ばかりである。切り開いた尾根に線状降水帯がかかれば、大雨はそのまま谷をかけ下り、土砂崩れをおこし、濁水はまたたく間に本流まで達し洪水の危険度が極端に高くなる。下には民家も、学校もあります！	本事業では、地表面の改変による雨水浸透の影響を低減するため、計画の段階で山林部分の改変区域を少なくし、造成部分は速やかに種子吹付、造成森林等による緑化に努めるとともに、風力発電機の基礎工事や搬入路の拡幅工事に関して、適切な設計とするなど、可能な限り事業による災害リスクを回避・低減するよう対策を講じてまいります。

表 2-1(10) 方法書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
25	環境要素の区分の「その他の環境として（その他“洪水分析”）を設定すべきである。そして実施すべきである。 米之津川は平成 18 年に洪水が発生し、市内中心部が水没し多くの被害が出ました。（商店街、市役所、消防署等） 昨年の球磨川流域の大規模な水害は記憶に新しいところです。当地の米之津川もあと 1 時間降り続いたら洪水になる可能性が高かったのです。国は重要施策として、「防災、減災、国土強じん化」の延長を打ち出しましたが、洪水分析をしない風力発電計画は、この施策に逆行するものです。隣接する他計画を含め、累積的影響を考慮すべきことは言うまでもありません。場合によっては、工事中及び供用時における濁水により、内水面漁業に影響を及ぼし、内水面漁協や遊漁者からの大苦情となるでしょう。	水害など災害・安全に関する内容については、環境影響評価項目とはなりません、本事業では、上記見解の対応を行い、可能な限り事業による水害リスクを回避・低減するよう対策を講じてまいります。 また、工事中の雨水排水については、沈砂池等を設置し、土砂及び濁水の流出防止に努める計画であり、設置位置等については今後、詳細に検討してまいります。
26	大切な日常の眺望が破壊されて、穏やかな生活が乱されてしまう！また健康被害も心配される。 萩之段、日当、坂元の各部落では目前に群立する景色となる（モニター写真を掲示して欲しい）又、上場高原に登り着いた時に眼下に広がる山並の美しさ、雄大さにはいつも感動しているのにそこに風車群とは？ コスモス園、東雲の里などの観光にも大打撃となる。 又、オルレコースからも風車群が目に入るので自然感が損なわれてしまう。	景観の現地調査地点については、ご指摘をいただいた各部落からの眺望点も含め検討いたします。 今後、四季の調査を行い眺望の状況を把握するとともに、最新の事業計画に基づき施設の存在に伴う影響を具体的に予測・評価するとともに、これらの結果を踏まえた風力発電施設等の配置等の計画、必要な環境保全措置の内容を検討し、環境影響の回避・低減に努めてまいります。
27	風車群設置計画地の西側には「出水活断層」が存在しているが、“耐震設計地”を公表されたい。先日の東北地震では、震度 6.5 に耐えるとして設置されていた新幹線の電柱が破壊されてしまった。当然液状化の問題も心配される。 活断層の存在が明らかである地域に風力発電機群を設置するのは暴挙である。地震が発生したなら人災確定である。	活断層の位置については、対象事業実施区域外の西側に位置していることは把握しており、活断層の位置を避けた風力発電機の配置としております。 また、風力発電機的设计にあたっては、法令等に係る風力発電機の技術基準等に基づき、地震時の荷重を考慮した安全性を確保した施設といたします。
28	ラムサール条約の認証・登録を目指す当市にとって明らかに悪影響を及ぼす。「特別天然記念物」のバードストライク及び移動の阻害等、重大な影響が懸念される。風力発電機群の設置計画地の西側下にある部落（日当、萩之段）には数十羽のマナヅル、ナベヅルが餌探しに飛来している。実に美しい、気持ちがなごみ、じっくり近距離で観察できるのである。 穏やかな、日常の眺望も目前の風車群により破壊されて、観光的にも大打撃となってしまう。	本事業の実施にあたっては、必要な環境保全措置を検討することで、周辺環境に与える影響を可能な限り回避・低減するよう配慮してまいります。

表 2-1(11) 方法書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
29	森林が伐採され、台風などにより土砂崩れ、森林の保水力低下につながると思う。わたり鳥のルートでバードストライクなど危険大だ。低周波騒音も大きい。風力発電があるだけで景観が変わる。美しいとも思えない。九州は電力は余剰の時もある。東京近郊で風力発電行ってほしい。鳥に負担をかけない白のブレードではなく黒など色を入れてほしい。税金をもらって20年稼働して、自然を壊し、動植物を減らし騒音障害行しても東京の港区には被害は出ないでしょう。税金をもらえるからほめるばここで事業するのでしょ。	本事業の実施にあたっては、必要な環境保全措置を検討することで、渡り鳥、景観、水環境、騒音等の周辺環境に与える影響を可能な限り回避・低減するよう配慮してまいります。
30	長大重量物を運搬するには道路の大幅改修が必要になると思われるが、工事の土砂流出の対策は十分になされるのか？	本事業の実施にあたっては、土砂流出・土砂崩落等が発生しないよう、土砂の流出及び崩落の可能性の高い箇所の改変を回避するなど、必要な土砂対策を講じる計画としております。
31	初めてウィンドファーム事業を知った。評価方法書の意見書が市民に到達ですか、出水市民≒55,000人どれだけ知っていますか？ 私は初めて知りました。この書類の前に配慮書が公告されるのではないですか？ 市民には何ひとつ教えないで、仕事を進めるつもりですか？ 誰か知っていますか？ 市の幹部のみか！！ 国民・市民に寄り添う！ 安全安全・生命を守る！！ 口先だけか？	本事業は、環境影響評価法に従い配慮書及び方法書に係る手続きを行ってまいりました。周知についても環境影響評価法に従い、新聞広告（南日本新聞、熊本日日新聞）、行政のウェブサイト（鹿児島県、熊本県、出水市、水俣市）のほか、さらに出水市及び水俣市の広報紙を活用して行っております。今後も地域の皆様に把握いただけるよう、丁寧な周知に努めてまいります。
32	1. 地質調査のボーリング柱状図はどこにありますか？	地質のボーリング調査については、今後、実施する予定としております。
33	2. 異状気象に伴い、想定外の言葉を使用しないで、いかなる状況になろうと災害が起きた後に想定外でしたとのコメントをしない	本事業の実施にあたっては、風力発電機の基礎工事や、搬入路の拡幅工事など、適切な設計を行い、事業により災害リスクが増えることがないようにいたします。
34	3. 原発続行、自然破壊の風力発電事業者はあまりに自分の都合のいいように住民蔑視の政策をやるのか。地元には何も還元がない。地産地消を考えないのか。事業者の為に自然が壊され子供達に会わず顔がない	本事業の実施にあたっては、必要な環境保全措置を検討することで、周辺環境に与える影響を可能な限り回避・低減するよう配慮してまいります。

表 2-1(12) 方法書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
35	貴社が設置しようとしている風力発電はかなりの大型です。それを運ぶ道路を含めてかなり森林が伐採されることになります。 気候変動が激しい日々、がけ崩れや水害の恐れが十分考えられますが、その対策をどう考えてられるのか？具体的に示してください。元々、米の津川や水俣川は、今でも氾濫の恐れが度々くり返されているところです。その解決策を具体的に示されない限り、風力発電には反対です。	本事業では、計画の段階で山林部分の改変区域を少なくし、切土量の発生は可能な限り少なくなるよう努めるほか、造成部分については、速やかに種子吹付、造成森林等による緑化に努める計画であり、可能な限り環境への影響を回避・低減するよう対策を講じてまいります。その検討結果については、準備書に記載いたします。
36	建設予定地のみならず、資材の運搬ルートの拡幅工事、森林伐採等が考えられる。自然環境が激変する中、台風による風水害・河川への影響はハザードマップをみるだけでも土砂崩れの危険が更に増すと考えられる。 わかっているだけでも、日奈久断層帯もあり、地震に対しての想定、対応をどのように考えているのか。 工事の安全性が保証されない限り、事業を中止するべきである。又、方法書にある専門家、学者、学識者等の聞き取りとあるが、所属、氏名等が記載されていないように思うが、明示すべきと考える。	本事業では、計画の段階で山林部分の改変区域を少なくし、切土量の発生は可能な限り少なくなるよう努めるほか、造成部分については、速やかに種子吹付、造成森林等による緑化に努める計画であり、また、風力発電機の基礎工事や搬入路の拡幅工事に関し適切な設計とするなど、可能な限り事業による災害リスクを回避・低減するよう対策を講じてまいります。 また、風力発電機の配置については、活断層の位置を避けた計画としているほか、風力発電機の設計にあたっては、法令等に係る風力発電機の技術基準等に基づき、地震時の荷重を考慮した安全性を確保した施設とします。 なお、方法書に記載の専門家の身元については、個人情報保護の観点から公表は差し控えさせていただいております。

表 2-1(13) 方法書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
37	産廃反対時に日本野鳥の会メンバーが来宅その時話してす 自分達はサシバをトンビの幼鳥と思って居たが絶滅危ぐ種のサシバと始めて知りました 自宅から 250m 位の山の中腹子育てに来て居ました 性質はツバメと同じで毎年同じ場所で子育てをする 食物はヘビとの小動物です 平成 15 年 7 月 20 未明に近くの木に落雷があったがそのから移動せず子育てを続けて居ましたが 3 年位前に近くの山林が伐採され (3Hr 位) 更地に成りその後サシバは来なく成りました 天災には強いが人災に弱い性質だと思います 風力発電が出来ればこの何 10 倍の更地が出来クマタカ、サシバ等の小動物は行場が無く成る	対象事業実施区域及びその周囲におけるクマタカ、サシバ等のほか、餌となる小動物の生息状況、生息環境については、今後実施する現地調査により把握し、これらの調査結果を踏まえた風力発電施設等の配置等の計画や施工計画、必要な環境保全措置の内容を検討し、環境影響の回避・低減に努めてまいります。
38	又、支柱杭や作業道等の地型変更等で土石流災害や地下水変動で困る住民はどうすれば良いか。一番困るのは昼夜出続ける低周波音体調不良の元と解かって居るのに住民の事は何も考えて居ない 唯金儲けだけの会社ですか 山間地は少しのメリットは有るか個人のメリットは何も無い。	本事業は、国、鹿児島県、熊本県、出水市、水俣市の施策を鑑み、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに事業を通じて地域貢献、地域活性化、日本のエネルギー自給率向上に寄与することを目的として実施するものです。 ご理解を得られるように、当社としましては、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果に基づいて、環境への影響を可能な限り回避・低減できる事業計画を検討してまいります。
39	方法書についての環境保全の見地からの意見 1. ヤマネの調査は専門家の意見にあるように巣箱調査だけでは生息の確認ができない恐れがあるので自動撮影調査と併用すべきである。また、ムササビ及びモモンガも調査対象種にしなければならない。	ヤマネについては、専門家意見を踏まえ、巣箱調査と自動撮影調査の併用を実施いたします。
40	2. 未確認だが、亀嶺峠付近で特別天然記念物のニホンカモシカが目撃されたという情報がある。自動撮影装置は熊本・鹿児島県境の稜線にも設置する必要がある。	ムササビ及びモモンガ等の調査対象種や調査方法等については、有識者ヒアリング等も踏まえて検討してまいります。 自動撮影装置は熊本・鹿児島県境の稜線地点に、設置する予定としています。

表 2-1(14) 方法書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
41	3. 対象事業実施区域は米ノ津川の源流部である。風力発電機設置のための森林伐採や工事用道路の拡幅により山の保水力が低下し、昨年の梅雨期のような豪雨があったとき、上中流域の土石流の危険性や下流域の洪水危険性も調査検討対象にしなければならない。	事業による災害リスクが増えることのないよう、本事業では、計画の段階で山林部分の改変区域を少なくし、造成部分は速やかに種子吹付、造成森林等による緑化に努めるとともに、風力発電機の基礎工事や搬入路の拡幅工事に関して、適切な設計とするなど、可能な限り事業による災害リスクを回避・低減するよう対策を講じてまいります。 なお、災害防止等につきましては、環境影響評価手続きではなく、別途、開発行為に係る県の許認可手続きにおいて安全性の審査を受けることとなりますので、計画策定に際しては、行政機関と協議の上、安全性の確保に努めてまいります。
42	4. 図 6.2-5 にある【環境配慮】の「事業に伴う造成は必要最小限とする」。「樹木の伐採は必要最小限にとどめる」とは具体的にどのくらいの面積か。必要であればいくらかでも広くなるのではないか。	対象事業実施区域の詳細については、今後、検討を行ってまいります。検討にあたっては、山林部分の改変区域を少なくし、切土量の発生は可能な限り少なくなるよう努めるほか、造成部分については、速やかに種子吹付、造成森林等による緑化に努める計画であり、可能な限り環境への影響を回避・低減するよう対策を講じてまいります。具体的な改変面積及び検討結果については、準備書に記載いたします。
43	5. 風力発電機の耐用年数は 20 年程度と聞いている。たった 20 年のために山を壊し住民に騒音などの我慢を強いる計画は再生可能エネルギー発電とはいえ、環境保全の見地から無謀としか思えない。	本事業の実施にあたっては、必要な環境保全措置を検討することで、周辺環境に与える影響を可能な限り回避・低減するよう配慮してまいります。 また、ご理解のとおり、一般的に風力発電機の耐用年数は 20 年程度とされておりますが、地域の方々と適宜調整させていただきながら、20 年後以降の方向性を検討いたします。
44	水俣市は水俣病の教訓を生かして 1992（平成 4 年）に日本初の「環境モデル都市」今年 7 月は持続可能な開発を目標とする「SDGs 未来都市」に選定されました。これらを受けた「第 6 次水俣市総合計画」では「次世代につなぐ環境づくり」など 4 項目を基本目標にあげています。以上の件を含め、騒音・低周波音など健康被害も考えられるため貴社の計画に絶対反対する者です。	本事業の実施にあたっては、必要な環境保全措置を検討することで、周辺環境に与える影響を可能な限り回避・低減するよう配慮してまいります。

表 2-1 (15) 方法書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
45	・湯出の予定地の山となっている、山の頂上に地震の為に亀裂が走っている事、その為に災害が起きる可能性が生じる事が考えられる。	風力発電機の配置については、活断層等の位置を避けた計画としているほか、風力発電機の設計にあたっては、法令等に係る風力発電機の技術基準等に基づき、地震時の荷重を考慮した安全性を確保した施設といたします。
46	・又、山に生る動物の生る術を奪う事になり、強いては人間の生活にも悪影響が出る。今にも山に生きる動物の命となる餌場がなくなりつつある。	対象事業実施区域及びその周囲における動物の生息状況、生息環境については、今後実施する現地調査により把握し、これらの調査結果を踏まえた風力発電施設等の配置等の計画や施工計画、必要な環境保全措置の内容を検討し、環境影響の回避・低減に努めてまいります。
47	・風力発電のプロペラの低周波の影響、人間の心や体に大きな影響を与えると思う。低周波音の身体と精神への様々な影響が有る、起こると思う。	低周波音については、環境省マニュアル等に基づき現地調査を行うとともに、最新の事業計画に基づき風力発電施設の稼働に伴う超低周波音の発生の程度を予測・評価し、必要な環境保全措置を検討することで、周辺環境に与える影響を可能な限り回避・低減してまいります。
48	・山の頂上を、切り開く事による自然災害が起こりやすくなり、又は湯の鶴の水源である水が枯渇するかも知れない。水脈が変り、水量が減る事も考えられる。水は天からの恵みである。自然あつての水である。	本事業では、地表面の改変による雨水浸透の影響を低減するため、計画の段階で山林部分の改変区域を少なくし、造成部分は速やかに種子吹付、造成森林等による緑化に努めるとともに、風力発電機の基礎工事や搬入路の拡幅工事に関して、適切な設計とするなど、可能な限り事業による災害リスクを回避・低減するよう対策を講じてまいります。
49	私達の住む湯出地区は自然豊かな学校、児童養護施設、温泉、温泉宿泊施設等があります 又水源として各地域は山頂より水道水としての水を確保し、生活しております 傾斜危険地域でいつでも災害がおきる可能性があります。 豊かな自然生活をこわさないで下さい	本事業では、地表面の改変による雨水浸透の影響を低減するため、計画の段階で山林部分の改変区域を少なくし、造成部分は速やかに種子吹付、造成森林等による緑化に努めるとともに、風力発電機の基礎工事や搬入路の拡幅工事に関して、適切な設計とするなど、可能な限り事業による災害リスクを回避・低減するよう対策を講じてまいります。

表 2-1(16) 方法書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
50	別紙にて。よろしくお願いします。 風力発電の計画は、黒字になる計画とは思えません。赤字続きで、先行きが見通せなくなり結局、自然を破壊しただけで、撤退ということで、終わり。。。この先温暖化の影響で、毎年 50 年に 1 度の猛烈な台風が日本にやってくたり予報が出ていたりで、2019 年に起きた観測史上最強クラスの勢力で 9 月 9 日に上陸し、千葉県を中心に甚大な被害を出した台風も記憶に新しい。この時の死者合計 9 人 最大風速 57km !!! 送電塔 2 本、電柱 84 本が倒壊。割りばしがポキポキ折れるように、電柱は折れていた。これと同じクラスの台風が昨年、九州に上陸の恐れがあったが、運よく予報が当たらず、助かったが、考えたくないが、今年はやってくるかもしれません。。。うんざりです。なぜ、この計画を推し進めようとするのか。 1、計画予定地へのいやがらせ。 2、ダメになるのがわかっている、莫大な保険をかけてそれが目当て。 3、あんまり深くは考えていない。 この 3 つのうちのどれかなのかな。。。と、思いました。 なぜ、この計画を進めるのかお聞かせください。	本事業の実施にあたっては、法令等に係る風力発電機の技術基準等に基づき、台風、雷等の日本特有の気象条件下での安全性を確保した施設とするほか、必要な環境保全措置を検討することで、周辺環境に与える影響をできる限り回避・低減するよう配慮してまいります。
51	猛威を振るった台風で、電柱が倒壊して停電が相次いだ。解決策の一つは「無電柱化」だ。日本では進むのだろうか。小中学生向けのニュース月刊誌「ジュニアエラ」12月号に掲載された記事を紹介する。 *** 強風で電柱が倒れ、広い範囲で長期間、停電が起こる。これも台風の脅威の一つだ。 9 月上旬に台風 15 号が首都圏を襲ったときには、千葉県を中心に 2 千本以上の電柱が倒壊し、93 万戸以上が停電した。昨年秋に上陸した台風 21 号でも、関西で約 1300 本が折れ、大規模停電につながった。停電は病院の患者さんの命にかかわる。倒れた電柱で救急車も通れなくなる。	
52	添付した写真 2 枚はキジ（雉、国鳥）と野ウサギ（哺乳類）です。両方とも今回の風力発電所予定地域で偶然、撮影したものです。CG ではありません。 大規模風力発電所を建設すれば、この様な小動物は、絶滅してしまいます。 クマタカの事を考慮すると書いてありますが、上記の二種ともクマタカの餌です。 クマタカを関節的に絶滅させようとしているのと一緒にです。 計画の中止を求めます。	対象事業実施区域及びその周囲におけるクマタカ等のほか、餌となる小動物の生息状況、生息環境については、今後実施する現地調査により把握し、これらの調査結果を踏まえた風力発電施設等の配置等の計画や施工計画、必要な環境保全措置の内容を検討し、環境影響の回避・低減に努めてまいります。

表 2-1(17) 方法書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
53	御社の資料を読んでも、どこにも令和 2 年 11 月 15 日の防災訓練の事に触れていません。2003 年 7 月の土砂崩れの時には、水俣市に 15 人の死者が出るという大変な災害だったのに、その事を考慮しますとは書いてあるものの、防災訓練を無視した資料を公に出すという姿勢は甚だ疑問を感じます。ぜひ水俣市役所を訪門されて、現地の詳しい状況を調査される事をお勧めします。 市役所だより 2020 年・12 月号コピー添付。 広報みなまた 2020 年 12 月号 (P43) 「もしも」の時に、備えるために 令和 2 年度 水俣市総合防災訓練市地域防災計画に基づいて、市、防災関係機関、関係団体、自主防災組織、地域住民など約 500 人が参加して、総合防災訓練を実施しました。これは災害対策本部などにおける情報伝達や情報共有および、新型コロナウイルス感染症対策を重視した避難所運営の対応などの向上を目的としています。訓練は、大雨に伴う山間部の土砂災害、市街地の冠水を想定して水俣高校、水俣第一小学校、湯出小学校を主会場に、行われました。県消防防災ヘリが出動して、患者役の人をロープで吊り上げて救助したり、海自ヘリ、が物資輸送調整のため水俣第一小学校に着陸したり、陸自ヘリは孤立した湯出地区の住民を水俣第一小学校に運んだりする場面もあり、参加した人たちは、改めて防災に対する意識を高めました。	風力発電設備、取付道路等の位置及び対象事業実施区域の詳細については、今後、検討を行ってまいります。検討にあたっては、2003 年 7 月に発生した土砂崩れの状況について、現地の確認や水俣市へのヒアリング等情報の収集・把握を適切に行ってまいります。
54	風車の影について、(表 6-2-8 (1) 調査、予測及び評価の手法において、[5. 調査時期等]を[文献その他の資料調査]入手可能な最新の資料・[現地調査]年 1 回、・・・としているが、文献と年 1 回の調査で、風車の影の影響は把握できません。方法の変更を検討し、毎月、住居、施設営農地において、調査し、説明会での報告をお願いします。	風車の影については、今後、文献調査や現地踏査を行うとともに、最新の事業計画に基づき、風力発電施設の稼働に伴う風車の影の影響を具体的に予測・評価します。また、これらの結果は準備書に記載するとともに、住民説明会を開催し、その内容をご説明してまいります。
55	景観について、景観調査地点・①～⑪④～⑪の景観は、各地点のモニタージュを作成し、説明会で公表して下さい。	景観については、今後、四季の調査を行い眺望の状況を把握するとともに、最新の事業計画に基づき施設の存在に伴う影響を具体的に予測・評価します。また、これらの結果は準備書に記載するとともに、住民説明会を開催し、その内容をご説明してまいります。
56	水俣市石飛地区で農業を行っています。農業への影響がとても不安です。あとは小さな子供を育てている世代でもあります。子供たちもとても不安とっています。設置予定区域内に暮らす私たちに何か影響が出たりしないのだろうかとかよく話しています。子供たちにわかるように安心安全をお応えいただけないでしょうか？	本事業は、国、鹿児島県、熊本県、出水市、水俣市の施策を鑑み、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに事業を通じて地域貢献、地域活性化、日本のエネルギー自給率向上に寄与することを目的として実施するものです。 ご理解を得られるように、当社としましても、環境影響評価法に基づく適切な調査・予測及び評価の結果に基づいて、環境への影響を可能な限り回避・低減できる事業計画を検討してまいります。

表 2-1(18) 方法書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
57	現在、貴社が意見募集をしている（仮称）出水水俣ウィンドファームに係る環境影響評価方法書（以下、方法書という）に対して、環境影響評価法第8条に基づき、環境の保全の見地から下記のとおり意見を述べる。 （1）鳥類保全の観点からの意見 貴社が作成した方法書に示されている対象事業実施区域（以下、計画地という）は、環境省版レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類、および国際希少野生動植物に指定されているナベヅルとマナヅルの集団越冬地である出水平野に近く、これらのツル類の移動分散の経路になっている可能性がある。環境省は2020年度から出水平野で越冬するツル類に対する給餌量の削減を実施し分散の促進事業を進めるなど、関係各者はツル類の集中的な越冬地からの分散を促しているところであるが、貴社による風車の建設により生じる影響により、ツル類の越冬地への移動や分散を阻害することがないように、飛翔の位置や時期について詳細に調査する必要がある。そして、ツル類の分散経路等の確保の観点から、仮にツル類の飛翔が確認された場所に風力発電施設（以下、風車という）の設置予定地がある場合は、そこでの風車の建設を取りやめるべきである。 また、計画地には個体数が非常に減少しており保護が急務とされているサシバ（環境省 2013）やチュウヒ（環境省 2016）の移動経路が存在する可能性もあり、上記のツル類を含め渡り鳥にとって重要な場所になっていると考えられる。サシバは風車の建設により障壁影響が生じることが国内でも確認されている（Ura 2017）。また、浦ほか（2020）では、チュウヒの飛翔行動の種類によってはバードストライクが発生する危険性が高いことを指摘している。これらのことから、サシバやチュウヒは風車建設による影響を受けやすい鳥類であると考えられる。そのため貴社は、サシバやチュウヒなど希少猛禽類の渡り時期における飛翔の位置等について詳細に調査し、もしこれら鳥類の飛翔が確認された場所に風車の設置予定地がある場合は、そこでの風車の建設を取り止めるべきである。 そして、計画地とその周辺には環境省により絶滅危惧ⅠＢ類および国内希少野生動植物種に指定されているクマタカが生息している可能性があるが、クマタカはすでに国内でバードストライク（浦 2015）および繁殖等が阻害されている生息地放棄（三宅 2020）の発生が確認されている。そのため、貴社が計画通り風車を建設すると、計画地とその周辺においてクマタカのバードストライク、または生息地放棄が生じる可能性がある。 このようにナベヅルやマナヅル、サシバやチュウヒ、クマタカが計画地とその周辺に生息している可能性、および適切な調査の実施が必要であることは、計画段階環境配慮書に対する経済産業大臣意見および鹿児島県知事意見にも記載されているところである。 それらを踏まえて、希少鳥類等の保全の観点から考えると、貴社が計画する風車の建設がこれらの希少鳥類に影響を与えないよう、詳細な調査を実施したうえで影響評価を実施し、もしこれらの鳥類が生息する場所に風車の建設予定地がある場合は、そこでの風車の建設を取り止める等の保全措置を講じるべきである。	対象事業実施区域及びその周囲におけるナベヅル、マナヅル、サシバ、チュウヒ、クマタカ等の希少鳥類の渡のルートや生息（利用）状況、生息環境については、今後実施する現地調査により把握し、これらの調査結果を踏まえた風力発電施設等の配置等の計画や施工計画、必要な環境保全措置の内容を検討し、環境影響の回避・低減に努めてまいります。 なお、事業計画、環境保全措置など検討した結果については、準備書でお示いたします。

表 2-1(19) 方法書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
58	(2) 鳥類調査の方法について ・方法書 6-37 (407) には、渡り鳥調査を春季 (2~4 月) と秋季 (9~11 月) に各季に 3 回実施するとある。しかし、1 回あたりの調査日数が記載されていないので、適切な項に記載すべきである。また、計画地周辺でツル類の渡り時期となる 2 月中旬から 3 月中旬および 10 月、越冬初期で出水から分散の可能性の高い 10 月~11 月の調査は区別して別途行うべきである。 サシバの渡りのピークになると考えられる 3 月下旬~4 月上旬および 9 月下旬~10 月半ばについては、悪天候時以外は毎日調査を実施し、ツル類とサシバ等の希少鳥類の渡りの状況を詳細に把握したうえで、風車建設による影響を評価すべきである。なお、渡り鳥の飛翔状況の把握には、レーザーレンジファインダー等の鳥類の飛翔位置を正確に計測できる機器の使用を検討すべきである。	渡り鳥調査の調査日数については、対象事業実施区域及びその周囲における生息状況等を十分に把握することができるとして、2 日/回を想定しています。 また、ツル類の飛翔状況や生息状況については、別途実施予定である猛禽類調査や鳥類調査においても確認を行うことから十分に把握することができると考えております。 サシバの渡りに関する調査期間及び渡り鳥の飛翔状況調査における使用機器等については今後現地調査を実施していく中で検討してまいります。
59	・計画地とその周辺にクマタカが繁殖している可能性があるが、クマタカは場所によっては 3 年に 1 回程度しか繁殖が成功しないことが知られている。そのため、現地調査においては、2 営巣期内で繁殖成功が確認できなかった場合には、3 営巣期にわたり調査をすべきである。	クマタカ等の対象事業実施区域及びその周囲で繁殖が確認された希少猛禽類の調査については「猛禽類保護の進め方 (改訂版)」(平成 24 年 12 月 環境省)に基づいて実施してまいります。また、必要に応じて有識者ヒアリングを実施し調査の実施方針等を検討してまいります。
60	・方法書 6-37 (407) には、希少猛禽類調査は各月 1 回 3 日間程度を基本とすると記載されているが、希少猛禽類の繁殖期においては造巣期から巣立ち期および巣外育雛期までの生態や行動を詳細に把握したうえで影響を評価することから、各月 1 回 3 日間程度という頻度にこだわらず、繁殖ステージごとに適切な調査時期を選定し、できるだけ多くの日数で調査を実施すべきである。また、留鳥となっている希少猛禽類の生息が認められれば、通年で詳しい生態や行動のデータを取得できる調査計画に変更すべきである。希少猛禽類の飛翔状況の把握には、レーザーレンジファインダー等の鳥類の飛翔位置を正確に計測できる機器の使用を検討すべきである。	希少猛禽類の調査については環境影響方法書に記載しておりますとおり、各月 1 回 3 日間程度を基本とし、各月の調査結果を踏まえて随時調査の内容を立案していくとともに、必要に応じて有識者ヒアリングを実施し、調査の実施方針等を検討してまいります。また、使用する調査機器については、今後現地調査を実施していく中で検討してまいります。

表 2-1 (20) 方法書に対する住民の意見の概要と事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
61	・計画地周辺には環境省が絶滅危惧ⅠＢ類に指定するブッポウソウが生息している可能性があることから、一般鳥類調査ではそのことに留意すべきである。 【引用文献】 環境省. 2013. サシバの保護の進め方. 環境省, 東京. 環境省. 2016. チュウヒの保護の進め方. 環境省, 東京. 三宅 武. 2020. 風力発電開発で営巣地を放棄したクマタカ. 野鳥 841 (2020 年 1 月号) : 26-27. (公財) 日本野鳥の会, 東京. 浦 達也. 2015. 風力発電が鳥類に与える影響の国内事例. Strix 31:3-30. Ura T., Kitamura W., Yoshizaki S. 2017. Case examples of barrier effects of wind farms on birds in Japan. Conference on Wind energy and Wildlife impacts 2017 Book of Abstracts: 246-247. 浦 達也・長谷部 真・平井千晶・北村 亘・葉山政治. 2020. 繁殖期のチュウヒが風力発電施設の建設により受ける影響とその行動 - 日本野鳥の会サロベツ湿原チュウヒ研究グループ. 自然保護助成基金助成成果報告書 28: 50-57.	一般鳥類調査では、第 3 章に示している重要種選定基準に該当する種の生息状況についても留意して調査を実施してまいります。

